

2010 年 5 月 11 日

各位

パロマ工業株式会社

株式会社パロマ

《本日の裁判に関して》

本日、東京地方裁判所において、平成 17 年 11 月 28 日に発生した東京都港区における一酸化炭素中毒事故に関する刑事裁判の、判決の宣告が行われました。

本件事故は、当社が 2006 年より点検・回収を行っております 7 器種に該当する半密閉型瞬間湯沸器（型式：PH-81F など）の、安全装置が不正改造された状態でご使用されたため一酸化炭素中毒となった事故であります。

当社は、今後とも引き続き該当製品の点検・回収作業に万全を尽くすとともに、こうした事故が二度と起こらないよう、全社一丸となって製品の安全はもとより、消費者の安全確保に全力を尽くすことが、社会の一員として、またメーカーとしての社会的役割であると痛感しております。

一連の事故において亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、ご遺族様には、あらためて、心よりお悔やみ申し上げます。負傷されました方々におかれましても、お見舞い申し上げますとともに、誠心誠意、対応をしまいる所存です。なお、本件に関する問い合わせ・取材については、下記広報室までよろしくお願い致します。

パロマ工業株式会社・株式会社パロマ

〒467-8585 名古屋市瑞穂区桃園町 6-23

T E L : 052-819-3223 F A X : 052-824-5414

総務部広報室 担当 丹羽、足立